## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板野町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

板野町長

#### 公表日

令和1年6月21日

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金関係事務					
②事務の概要	板野町における国民年金事務は、国民年金に係る各種申請、届出に関する法定受託事務を行う。国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務に利用する。 ①被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失等の届出の受理②国民年金保険料の免除等の申請書の受理③多老齡基礎年金、障害基礎年金等の国民年金受給に係る裁定請求の受付④日本年金機構への各種届書の進達及び所得情報の提供⑤年金生活者支援給付金連名簿の受付⑥その他上記事務に関連する事務 また、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。					
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)					
2. 特定個人情報ファイル	名					
被保険者台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31、62、95項					
4. 情報提供ネットワーク						
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の48.50の項					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	住民課					
②所属長の役職名	住民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	訂正•利用停止請求					
請求先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[    基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項目記 2) 基礎項目記 3) 基礎項目記	平価書 平価書及び 平価書及び	重点項目評価書 全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書にお			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力をノ 2)十分である 3)課題が残る	5		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	く選択肢> 1) 特に力をノ 2) 十分である 3) 課題が残る	5		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1) 特に力を <i>入</i> 2) 十分である 3) 課題が残る	5		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を <i>入</i> 2) 十分である 3) 課題が残る	5		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力を <i>入</i> 2)十分である 3)課題が残る	5		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手	) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力をノ 2)十分である 3)課題が残さ く選択肢>	5		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を <i>】</i> 2) 十分である 3) <u>課題</u> が残る	くれている S		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を <i>入</i> 2)十分である 3)課 <u>題</u> が残る	5		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ O ]	内部監査 [	] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	8発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を <i>】</i> 2)十分に行っ 3)十分に行っ	っている	เทอ	

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	公表日	平成27年6月9日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人 数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Tしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成29年2月1日	公表日	平成28年11月1日	平成29年2月1日	事後	
平成29年2月1日	②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①被保険者の資格や年金受給者の管理②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	板野町における国民年金事務は、国民年金に係る各種申請、届出に関する法定受託事務を行う。国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務に利用する。 ①被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失等の届出の受理 ②国民年金保険料の免除等の申請書の受理 ③老齡基礎年金、障害基礎年金等の国民年金受給に係る裁定請求の受付 ④日本年金機構への各種届書の進達及び所得情報の提供 ⑤年金生活者支援給付金連名簿の受付 ⑥その他上記事務に関連する事務 また、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事後	
平成29年2月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31、95項	番号法第9条第1項、別表第一の第31、62、95 項	事後	
平成29年2月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人 数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年2月1日	事後	
平成29年2月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年2月1日	事後	
平成29年4月1日	②所属長	住民課長 水口 直美	住民課長 應地 辰夫	事後	
平成29年7月1日		平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成30年4月1日	②所属長	住民課長 應地 辰夫	住民課長 楠本剛	事後	
平成30年6月18日		平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人 数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更によるもの